

や工業製品を受け取るという補完関係が維持された。この伝統的補完関係は数回中断されたことはあったが、今日においても存続しており豆満江地域開発によって新たな段階へ進もうとしている。一方、吉林省と沿海州との関係は比較的早く断たれた。ロシア革命後の1920年代はじめに国境が閉ざされ、1937年には沿海州をはじめとするシベリアから全ての朝鮮人が中央アジアへ追放された。

このように豆満江地域を“NET”としてとらえれば、国境を跨いだ異なる領域で生活する同民族すなわち跨境民族と、跨境民族どうしの結びつきによる経済補完関係がきわめて重要であることがわかる。豆満江地域では延辺朝鮮族と咸鏡道の朝鮮人が跨境関係にあり、中央アジアから再び前住地の沿海州ハサン地区に戻ろうとしている朝鮮人もロシアの跨境民族になろうとしている。

3. “NET”論による開発の意義

豆満江地域においては、経済補完関係を回復させる

だけで一定の経済発展が可能である。この考え方には大きなメリットがある。第一にこの地域で過去に経験し、世界においては今日も生じている国境に起因した紛争や緊張を繰り返さなくてすむことである。第二に必要な初期投資を低く押さえることが可能なことである。第三に経済的一体性を回復することで人々の中に共通の利益を追求するという考えがより深く根づくことである。

補完関係の回復による一定の経済発展は人々の生活と社会の安定をよび、紛争や緊張の要因を相対的に小さなものにする。そのうえにさらなる発展に対する人々の意欲が大きいものとなり、日本をはじめとする近隣諸国の投資も円滑化するだろう。豆満江地域開発の意義は、単に環日本海地域の経済発展に貢献するだけではない。一つの民族が跨境民族として分断され、そのことによる紛争や緊張は世界に数々ある。豆満江“NET”の再生は、これまで非常に困難であるとみられてきた国境紛争地域の開発に一つのモデルを提示することができるかもしれない。

EU 共通漁業政策の変遷と大西洋沿岸漁業グループの 地域環境協力機構設立過程の分析

—経済政策における人民経済計画法の位置を中心として—

こうじ もと
柑 本 英 雄 (早稲田大学)

1. 報告の背景——「海洋の統合」に進む欧州連合の現状

1970年にはじめて欧州共同体構成国で合意をみた共通漁業政策（以下本文中 CFP と省略）は、その後、幾度かの大幅改正を経て現在に至っている。1973年の英国・アイルランド・デンマーク加盟時、さらに1986年のスペイン・ポルトガルの共同体加盟時には、各国の国益を暫定的に保護するべく、様々な「例外処置」が盛り込まれた。現在運用中のこの政策は2002年末にその期限切れをむかえ、海域まで含めた欧州統合を意味する「青い欧州（Blue Europe）」の完全実現にむけ

て、様々な政治的駆け引きが繰り返されることが予想される。例外処置撤廃は、その最重要課題の一つであり、豊かな漁場を沿岸海域に持ち、なおかつ「漁業に強度に依存する地域」を多く抱える英国などにとっては漁業の死活を左右する問題となる。

さらに、同年に予定され、現在交渉が進められているポーランド・チェコ・ハンガリー・スロベニア・エストニア・キプロスなど農業を中心とした国々の欧州連合への加盟は、EU 構造基金などの補助金分配において、農業分野からの要求がさらに高まり、そのしわ寄せがくる形で、「辺境地域の漁民」から「欧州委員会漁業総局（DG X IV）」に至るまで、欧州漁業関係者

に少なからぬ影響を及ぼすであろう。

2. 報告の目的1——「法体系の統合」の視点から EU を考え、「国益と域益の葛藤」を明らかにする

欧州における最初の多国間漁業合意とも言える北海漁業会議（North Sea Fisheries Convention）が1882年に開かれてから、すでに一世紀以上の時が流れた。そこで参加国によって三海里の漁業水域が合意されて以来、欧州共同体 CFP 合意に至るまで、合意形成の途上で噴出するのは、基本的には「誰に何を配分するのか、そしてそれは、いつ、どうやって行われるのか？」に関する問題であり続けた。そこでは各国の「国益」や「地域漁民の利益」を最優先しようとする政治交渉が繰り返された。

では、欧州共同体の登場は、上記のような欧州漁業における多国間合意形成過程にどのような変化をもたらしたのであろうか。この問題を考察する時、重要な点は、「欧州共同体の統合をどのような視点から整理するか」であろう。アジア太平洋経済協力や北米自由貿易協定など世界の潮流となった「リージョナリゼーション」と「欧州統合」の違いは、「国家が何を手放し、何を手放さないか」についての相違である。「欧州統合は法体系の統合」であり、それまで自明のこととされた「国益の追求」は「欧州共同体域益」最大化の前には優先されない事態が生じることとなった。CFP の導入以来、共同体の構成国は、国家の権限をスーパーステイトレベルの法体系に委譲しながら、それと矛盾しない形で漁業に関する国益を最大化する方策を模索せねばならなくなった。

3. 報告の目的2——「EC の法体系の統合」に対応する圧力団体の考察

初期の頃、EC 構成国の漁民は、地元選出の国会議

員を通じて、「地域漁村」の問題解決の道を模索せざるを得なかった。陳情を受けた国会議員は、それを漁業問題担当相に上げ、そこから EC 閣僚会議での交渉に反映させることとなる。当時、一地方漁協が、ブリュッセルで効果的に恒常的にロビー活動を展開することは、財政的な側面・情報へのアクセスの側面から不可能であった。しかし、上記報告の目的1でふれたように、EC への法体系の統合が進むにつれ、ブリュッセルに直接、働きかけをする必要が高まっていく。このような背景から、1973年に「欧州沿岸辺境地域会議（Conference of Peripheral Maritime Regions 以下 CPMR）」は発足する。

CPMR は、EC 内の社会的・経済的地域間不均衡を是正し、特に漁業・農業などの一次産業に頼らざるを得ない海岸線沿いの辺境地域の連帯を図り、EC 及び構成国に対して、政治的圧力をかける目的で発足した。このように CPMR の活動は、その発足以来、EC (EU) を交渉相手として、一貫して沿岸辺境地域と中央 (center) の格差是正を図り行動を重ねてきた。

「青い欧州」の実現の為の政策を打ち出してくる EC に対して、漁業に依存する辺境の漁業関係者達は、これまでの「自地域の利益」のみを考えた行動ではなく、広く欧州海域を視野に入れたロビー活動の必要性を感じるようになる。そこで、CPMR は下部組織として各海洋ごとに地域委員会を設け漁業政策に特化した圧力団体を設立する。今回の報告では、その中で「大西洋沿岸漁業ワーキンググループ (Atlantic Arc Fisheries Working Group 以下 AAFWG) を例に検討を行う。

検討を進めながら、二国間合意を中心に進められる環日本海での漁業協力への民間圧力団体の参画の可能性を探る。